

高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議 開催趣旨書

我が国は、本格的な人口減少と超高齢社会の到来を迎えている。

これまで、国の行政機関、地方公共団体、関係民間団体等が一体となって交通安全の諸施策を強力に推進し、昭和45年に1万6,765人と過去最悪であった交通事故死者数を4分の1以下にまで減少させるなどの成果を上げてきたところであるが、近年では、高齢者人口の増加等を背景として、交通事故死者数の減少幅が縮小するなど、交通事故情勢は依然として厳しい状況にある。

こうした中、高齢運転者による交通死亡事故の発生状況等を踏まえ、高齢運転者の交通事故防止対策に政府一丸となって取り組むため、平成28年11月15日、「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」が開催された。

同会議において、内閣総理大臣から、

- 改正道路交通法の円滑な施行
- 社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備
- 更なる対策の必要性の検討

について指示があり、同月24日、高齢運転者の交通事故防止について、関係行政機関における更なる対策の検討を促進し、その成果等に基づき早急に対策を講じるため、交通対策本部の下に「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」が設置された。

本有識者会議は、同ワーキングチームの構成員である警察庁交通局長が、高齢運転者に係る詳細な事故分析を行い、専門家の意見を聞きながら、高齢者の特性が関係する事故を防止するために必要な方策を幅広く検討するために開催するものである。

なお、本有識者会議の事務局は、警察庁交通局交通企画課に置くこととする。